

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	<p>本プロジェクトは、ポンサリー郡の対象村落に対し、適切な母子保健サービスを提供する環境を整備し、郡・県病院、ヘルスセンター、コミュニティヘルスワーカー、それぞれのレベルから、妊産婦・子ども・住民に対し効果的なアプローチを実施できるよう、知識と技術の向上のための研修を通じて地域の母子保健の改善を目指す。</p> <p>This project will support the strengthening of maternal and child health services through the provision of effective and appropriate knowledge and skills training and improvement of health facility environment and management by all levels of health system in target villages in Phongsaly Province in order to improve maternal and child health outcomes.</p>
(2) 事業の必要性 (背景)	<p>(ア) 事業実施国における一般的開発ニーズ</p> <p>ラオス人民民主共和国(以下ラオス)では近年 GDP 成長率が約7%と順調な経済発展を遂げており、ラオス政府が策定した第8次国家社会経済開発5ヵ年計画(2016-2020)においても、2020年までに後発開発途上国を脱することを目標として掲げている。保健分野では、国民皆保険に向け2016年9月から順次ラオス国内の9県にて、医療機関での支払いが一定金額となる等、ユニバーサルヘルスカバレッジ(UHC)の達成に力を入れている。一方で、母子保健はMDGsで設定した8つの目標の一つに含まれ、達成すべき課題とみなされているが、2015年の世界保健機構(WHO)の調査におけるラオスの妊産婦死亡率は197人(出生10万人あたり)、5歳未満児死亡率は66.7人(出生千人あたり)と、東南アジアの周辺国の中で最も高く、ラオス保健省は第8次保健セクター開発5ヵ年計画(2016-2020)でも引き続き母子保健の改善を目標としている。</p> <p>(イ) 事業地、事業内容の選定理由</p> <p><事業地の選定理由></p> <p>ポンサリー県はラオス最北の山岳地帯に位置し、きれいな水やヘルスセンターへのアクセス、トイレの普及率等を指標に含む貧困率が63.03%(ラオス国内平均20.5%)¹⁾と国内で一番高い。また同県内ではラオス国内で主要な民族であるラオ族は約4%にとどまり、15の少数民族が混在している。特に女性はラオス語を解さないことが多く、母子保健に関する情報が十分に行き届いていない。また、少数民族の昔からの伝統や習慣が現代医療より優先されることも多い。同県における妊婦健診(4回)の受診率は23.6%²⁾(ラオス国内平均34.5%²⁾)、施設分娩率は23.3%²⁾(ラオス国内平均35.1%²⁾)、1歳未満児の予防接種率は17%²⁾(ラオス国内平均44.2%²⁾)に留まっており、地理的、経済的、文化的要因から母子保健サービスを受けている人の割合は低い。</p> <p><これまでの事業と成果></p> <p>当会は平成27~28年度(第1年次、第2年次)日本NGO連携無償資金</p>

¹⁾ ラオス政府の貧困削減イニシアティブ「Poverty Reduction Fund (PRF)」の実施監督機関, National Leading Committee for Rural Development and Poverty Eradication, 2015 より

²⁾ District Health Information System 2 (DHIS2/世界60か国以上で用いられている保健情報システム)、2017年1月~9月までのデータより

協力「ラオスの山岳地域における母子保健サービス強化事業」を実施し、ポンサリー県ブンヌア郡内のポンサリー県病院(以下、県病院)とヘルスセンター1カ所、同県ポンサリー郡にあるポンサリーコミュニティ病院(以下、郡病院)と3カ所のヘルスセンター、その管轄下にある15村を対象として、母子保健サービスの強化に取り組んできた。

第1年次事業では、対象の県および郡病院、ヘルスセンターに対して、正常分娩や産前産後健診・新生児ケア・子どもの成長モニタリング活動に必要な医療機器が不十分であったためこれらを整備し、各医療機関で基本的な母子保健サービスを提供できるようにした。県病院では、供与した超音波エコーでの検査を希望して、妊婦健診を受ける人が供与前の20人/月から約130人/月に増加した。また、医療機器の維持管理に関する研修や5S(整理、整頓、清掃、清潔、習慣)活動を実施した結果、各医療機関で医療機器の使用可否リストが作成され、今まで使用されていなかった医療機器も活用されるようになった。

また、ヘルスセンター職員に対して母子保健サービス強化研修を行い、アウトリーチ活動で母子保健サービスが提供できるようにした。研修後にはヘルスセンター職員が地域住民延べ1,686名に何らかの母子保健サービスを提供した。また、産前健診を4回以上受けた妊産婦が事業開始前は4.7%であったのが、第1年次事業後には8.4%に、また、産前健診を1回以上受けた妊産婦数は、16.4%から46.3%に増加した。

第2年次事業では、県および郡病院に異常分娩等の緊急産科や入院治療が必要な新生児の継続的な観察に必要な医療機器が不足し、ポンサリー県で対応が困難であった状況を改善するために、吸引分娩器、生体監視モニターや輸液ポンプ、シリンジポンプ等の医療機器を整備することで同県内での対応を可能にした。保育器の使用は第1年次には2件であったが、第2年次に入ってから4件に増加し、生体監視モニターや輸液ポンプも併せて使用することで患者の状態に合わせた治療と観察も可能になった。

またヘルスセンター職員に対し、総合コミュニケーション能力強化研修とマイクロプラン策定強化研修を実施した。ヘルスセンター職員はこれらの研修で、人前で話す際のポイントや聴衆の関心の引き方、コミュニティで仕事をするための注意点、アウトリーチ活動のために必要な事項や予算の立て方を学んだ。

母子保健強化に関する研修を受けたコミュニティヘルスワーカー(Community Health Worker、以下 CHW)が、地域住民に対し健康教育を行った結果、4回以上産前健診を受けた妊産婦数は第1年次に比べて64%増加し、ヘルスセンターでの分娩数は14%増加した。

<これまでの事業の課題>

事業の成果が徐々に出てきている一方、各医療機関での供与した医療機器の故障時対応、維持管理、5S活動に対するさらなる知識と主体性の定着が必要である。特にヘルスセンター職員が研修で学んだ内容を日々の業務に活かすためには、良い患者サービスや仕事の管理を行っている他ヘルスセンターを視察し、自身のヘルスセンターへの取り入れ方を考える必要がある。さらに、地域住民の母子保健に関する長年の慣習や男性の低い関心を改善していくには、継続的な取り組みが必要である。

<事業内容の選定理由>

①医療機器の整備と維持管理、環境整備の必要性

第1年次、第2年次事業では、母子保健サービスや緊急産科、新生児ケアに必要な医療機器を対象医療機関に供与してきた。患者数が大幅に増加した結果、新機器の導入や既存医療機器、清潔な入院環境を提供するための寝具、感染防止のための白衣、移送のためのストレッチャーや車いす等の追加が必要となった。また、郡病院の分娩室は雨漏りのため壁にカビが発生、拡大しており、清潔な環境を確保するための修繕工事が不可欠となっている。

②ヘルスセンター職員が提供する母子保健サービスの質の強化の必要性

第1年次、第2年次事業では、ヘルスセンター職員の母子保健サービスを提供するための手順や、マイクロプランの立案（アウトリーチ活動に必要な活動日数や人数、必要薬品、予算を含めた活動計画の策定）等の能力強化研修を実施してきた。しかしながら、ヘルスセンターで保健サービスを受ける地域住民が増えるにつれ、ヘルスセンター職員の不在や検査結果の説明が不十分である等の声が聞かれ、提供する保健サービスの質のさらなる改善が求められている。県や郡保健局がヘルスセンター職員の保健サービスを評価することはあるが、ヘルスセンター内の3～5名の職員が異動することは少なく、ヘルスセンター職員が他のヘルスセンターの職員と業務を比較する機会がほとんど無いため、ヘルスセンター職員は自身の提供するサービスの質について客観的に判断し、改善することが難しい状況である。

③CHWの母子保健に関する持続可能な活動支援の必要性

第2年次事業でCHWに対する母子保健強化に関する研修を行い、CHWは各地域において母子保健に関する健康教育を定期的に、あるいは継続的に実施している。健診を受ける妊産婦が増えてきた一方で、男性の母子保健関連の健康教育への参加が少ない、受診費用を準備できない家庭の妊産婦や子どもの医療機関への受診を促すことが難しい等の課題に直面している。地域住民の行動の変化を起こすには様々なアプローチで関わりを続けることが必要であるが、行動の変化には至っていない。

④地域住民の母子保健サービス参加促進の必要性

CHWによる母子保健に関する健康教育やヘルスセンター職員による地域での母子保健サービス提供を行っており、妊産婦健診の受診数は増加しているものの、地域住民全体の行動の変化には至っていない。民族によっては健康教育に男性しか集まらず、男性から女性へ妊娠に関する話をするに双方が羞恥心を感じるため、女性に知識が伝わらなかったり、逆に女性しか集まらず、健診に行くことを決めたり、付き添って行く男性の理解が得られない等、母子保健サービスの重要性を理解しても、サービスを受けるには至っていない。

	<p>●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性 本事業における母子保健サービスの強化は、妊産婦、1歳未満児および5歳未満児の高い死亡率の削減に資するものであり、SDGsの目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」の中の、ターゲット3.1「2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する」およびターゲット3.2「すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児および5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する」に沿っている。</p> <p>●外務省の国別開発協力方針との関連性 外務省の対ラオス人民民主共和国の国別援助方針(平成24年4月)では、重点分野の一つに「保健医療サービスの改善」を掲げ、母子保健分野における人材育成と保健医療サービスへのアクセスの改善のための医療施設整備を中心としたシステム強化を方針としており、本事業内容に合致する。</p> <p>●「TICADVIにおける我が国取組」との関連性 該当なし</p>										
(3) 上位目標	ポンサリー県の母子保健サービスの内容が充実し、山岳地域の妊産婦および子どもの健康状態が改善される。										
(4) プロジェクト目標	対象地域における母子保健サービスが強化され、利用者が増加する。										
(5) 活動内容	<p>本事業ではポンサリー県のポンサリー郡およびブンヌア郡を対象とし、ブンヌア郡内にあるポンサリー県病院、ポンサリー郡内にあるポンサリー郡病院とヘルスセンター3カ所(ハットサー、ヤオファン、ガイタイ)、ブンヌア郡にあるヘルスセンター1カ所(ガイヌア)の職員、これらのヘルスセンターが管轄する15村のCHW、並びに住民を対象とした事業を行う。</p> <p><対象村名></p> <table border="1" data-bbox="536 1339 1414 1720"> <thead> <tr> <th>管轄ヘルスセンター名</th> <th>対象村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハットサー</td> <td>ナムサー村、バンサイ村、ハットコー村、ハットファイ村、ポンホーム村、ホームサン村、チャーカムパー村</td> </tr> <tr> <td>ヤオファン</td> <td>ヤオファン村、ターセンポン村</td> </tr> <tr> <td>ガイタイ</td> <td>ガイタイ村、シンチャイ村、サムールアン村</td> </tr> <tr> <td>ガイヌア</td> <td>センダオタイ村、アーペーコー村、パーデー村</td> </tr> </tbody> </table> <p>本事業は同地での母子保健事業の第3年次にあたる。今まで各医療機関や医療従事者、CHWを対象に、住民の母子保健サービスへのアクセスがより容易になるように実施してきた活動が事業終了後も主体的に継続されるように、能力強化を行う。</p> <p>(1) 医療機器の整備と維持管理、環境整備 1-1 医療機器の整備 対象の医療機関に対し、小児科病棟で新生児に処置を行う際に使用するためのインファントウォーマー1台(ポンサリー県病院、</p>	管轄ヘルスセンター名	対象村	ハットサー	ナムサー村、バンサイ村、ハットコー村、ハットファイ村、ポンホーム村、ホームサン村、チャーカムパー村	ヤオファン	ヤオファン村、ターセンポン村	ガイタイ	ガイタイ村、シンチャイ村、サムールアン村	ガイヌア	センダオタイ村、アーペーコー村、パーデー村
管轄ヘルスセンター名	対象村										
ハットサー	ナムサー村、バンサイ村、ハットコー村、ハットファイ村、ポンホーム村、ホームサン村、チャーカムパー村										
ヤオファン	ヤオファン村、ターセンポン村										
ガイタイ	ガイタイ村、シンチャイ村、サムールアン村										
ガイヌア	センダオタイ村、アーペーコー村、パーデー村										

以下「県」、産科病棟や産科外来で継続的に妊婦の身体の状態を観察するために必要な生体監視モニター1台(県)、妊娠中や出産後の診察をするための診察台等の医療機器の追加や小児科病棟や小児外来等で子どもの呼吸状態をアセスメントするための酸素飽和度モニター大(県1, ポンサリー郡病院、以下「郡」1)・小(県2, 郡2)合計6台、新生児の血糖測定を行うための簡易血糖測定器2台(県1, 郡1)等の新たな機器を提供する。また、妊産婦や子どもに清潔な入院環境を提供するためのシーツや枕等の寝具、感染防止のための白衣、出産間近な妊婦の来院時に、分娩室や分娩待機室まで移送するためのストレッチャーや車いす等も供与する。

1-2 郡病院分娩室の修繕

郡病院の分娩室は雨季になると天井に近い壁に水がしみこみ、カビが発生している。抵抗力の弱い新生児に影響が及ぶことを防ぐため、分娩室側に水が流れないように屋根の傾斜の修繕を行う。現在カビが生えている部分は剥離し、再塗装することでカビの再発生を防ぐ。また、5カ月の雨季の間の湿気対策として除湿器を設置し、分娩室内が衛生的に保たれるようにする。

1-3 5S活動、医療記録のモニタリングと指導

第1年次事業から継続して行っている5S活動と医療記録の指導については、オーナーシップをより強化するために評価表を各医療機関の部署の責任者と見直し、各部署の責任者が主となって3カ月に1回のモニタリングと指導ができるように支援する。また、医療記録は患者のために記録するものであることを理解してもらうために、医療記録を活用して、特にハイリスクの妊産婦や5歳未満の子どもの母子保健サービスの再利用を促せるよう、助言や指導を行う。

(2)ヘルスセンター職員が提供する母子保健サービスの質の強化

2-1 ヘルスセンター職員に対する質向上研修

対象のヘルスセンター職員15名に対し、言語や文化が類似しているため相互理解が容易であり、保健医療分野で最も多くの研究実績を有するタイ王国・マヒドン大学の講師1名を招聘し、2日間のサービスの質向上研修を実施する。研修にはヘルスセンターをフォローアップする県や郡保健局職員、5名も参加する。研修ではサービス提供者の責任や地域住民の保健サービスへの期待、住民が満足を感じる点について議論したり、サービス利用者が理解でき、安心が得られる話し方等を、地域住民の立場に立ちながらどのようなサービスを提供したら良いかを学ぶ。2日間の研修後には講師が直接対象ヘルスセンターを訪問し、実地で指導を行う。

2-2 ヘルスセンター職員の視察研修とワークショップの開催

サービスの質の向上研修後、ヘルスセンター職員が良いサービスが提供されているヘルスセンターへ行き、学んだことが実際に利用者に対して実践されているところを視察する4日間の視察研修を実施する。視察研修の後、ヘルスセンター職員が視察先で確認した優れたサービスを共有するワークショップを県・郡保健局と共に開催し、ヘルスセンター職員が、所属するヘルスセンターを

改善するための具体的な活動計画を策定する。作成した活動計画は各ヘルスセンターで管理し、進捗を適宜見直し、必要な改善を行う。

2-3 ヘルスセンター職員の母子保健サービスの質評価と指導
サービスが実際に改善したかを評価するために、当会、県・郡保健局職員、ヘルスセンター職員が評価表を作成、評価を実施し、必要に応じて助言や指導を行う。作成した評価表は、引き続き評価を行う各郡保健局で管理し、適宜評価項目の見直しを行う。

2-4 母子保健サービス利用者の聞き取り調査
事業開始時と終了時には母子保健サービス利用者に聞き取り調査を行い、利用者からの母子保健サービスの質の評価を調べる。

2-5 質の向上に尽力したヘルスセンターの表彰
事業中間にはこれらのヘルスセンターの活動の成果の共有と、活動内容をより改善し継続するための会議を当会主催で開催する。会議には県・郡保健局職員、ヘルスセンター職員等が出席する。事業終了時も会議の場で事業評価を行うことで、事業終了後の活動継続を確固たるものとする。さらに、本事業期間中に最も母子保健サービスの質の向上に尽力したヘルスセンターを、県保健局や郡保健局と共同で表彰し、事業終了後のモチベーションの維持・向上につなげる。

(3) CHW の母子保健に関する持続可能な活動支援

3-1 CHW の視察研修

CHW が他の村の CHW の活動を参考にできるように、各村の CHW の内 2 名に対し 2 日間の視察研修を実施する。CHW は他の村で行われているヘルスセンター職員のアウトリーチ活動を視察し、アウトリーチ活動の際の CHW によるヘルスセンター職員の補佐の様子や、地域住民に対する母子保健活動サービスの促し方を参考にする。

3-2 母子保健に関する健康教育イベントの開催

CHW、ヘルスセンター職員、県・郡保健局職員と共に、地域住民を対象とした健康教育イベントを対象 15 村で開催する。CHW は感染予防のための手洗い練習、衛生環境改善のための清掃活動、調理実習や新生児の保温や沐浴方法の講習などを通じて、日常の中で行動に移しやすくする地域住民への伝え方の工夫を学ぶ。健康教育イベントの際には CHW、ヘルスセンター、県・郡保健局が協力して活動を行っていること、また日本の支援にて活動を行っていることを地域住民が理解しやすいように本事業で作成するユニフォームを着用する。ユニフォームは、県・郡保健局の母子保健課担当職員 7 名、CHW45 名、当会職員 7 名の計 59 名には洗い替えを考慮して各 2 枚を配付、ヘルスセンター職員 15 名には各 1 枚を配付し、予備 2 枚を含めた合計 135 枚を作成する。

3-3 母子保健活動向上ワークショップの開催

県・郡保健局、ヘルスセンター職員と共に、視察研修や健康教育イベント等で CHW が学んだことを共有し、情報交換するためのワークショップを開催し、CHW による実践可能な母子保健活動計画を策定し、地域における今後の母子保健活動の向上を目指す。作

成した母子保健活動計画は CHW が管理し、状況の変化に応じて内容を更新する。

3-4 ハイリスク妊産婦や 5 歳未満の子どもの訪問

ハイリスク妊産婦や 5 歳未満の子どものフォローアップを実施するため、ヘルスセンター職員と CHW 間でアウトリーチ活動の情報交換やフォローアップの視点の共有のための会合と対象者の家庭訪問を、ヘルスセンターのアウトリーチ活動終了後や教育イベント終了後に開く。CHW はその後も各地域でリスクの状況に応じて 1～3 ヶ月に一度家庭訪問し、頭痛や呼吸困難、下肢の浮腫や出血などの妊娠中および産後に危険な徴候がみられる場合は、直ちに医療機関にかかるよう促し、受診の連絡等の手助けを行う。医療機関受診後は症状の悪化がないか注意を払い、患者が医療機関を受診しない場合は受診するよう促し、地域におけるフォローアップを継続する。家族計画など個別の相談に対しても医療機関にかかるよう助言を行う。村によっては伝統文化により CHW であっても直接妊産婦と話すことが難しい家族もあるため、CHW が家庭訪問を行う際には健康教育イベントで着用したユニフォームを使用し、地域住民が活動を理解しやすいようにする。

3-5 CHW の村での母子保健活動のモニタリング

視察研修やワークショップ、教育イベント終了後に、ヘルスセンター職員、県・郡保健局職員と共に CHW の村での母子保健活動のモニタリングを実施し、実践可能な母子保健活動の実施状況を確認し、必要に応じて活動促進のための助言を行う。また、モニタリングの際には、実際に出産や交通事故のため医療機関への搬送が必要になった際に速やかな搬送の決断、準備、移送を行えるよう、第 2 年次に作成した緊急搬送手順表を活用したロールプレイを通じて、対応手順の定着を支援する。

3-6 母子保健サービスについての提言

ポンサリー県保健局の年次会合において、3 年間の事業で得られた母子保健サービスの提供に関する経験の共有や提言を行い、ポンサリー県内の 7 郡の郡保健局と意見交換を行う。

(4) 地域住民の母子保健サービスへの参加促進

4-1 母子保健に関する健康教育イベントプログラム作成の支援

地域住民に対する健康教育イベントの内容と方法を県・郡保健局職員、ヘルスセンター職員、CHW と共に検討しイベント (3-2 にて実施) のプログラムを作成する。イベントには体験型や参加型の活動を多く取り入れ、地域住民が知識として得やすく、実施可能なものにするため、プログラムは実施期間中も必要に応じて改善する。

4-2 健康教育イベントに必要な教材の作成

健康教育イベントに先立ち、イベントに必要な教材を作成する。教材はイラストを用いて分かりやすく作成し、少数民族の言語を使用した音声教材にする等、地域住民が理解しやすいように工夫する。作成した教材は CHW が各村で管理し、今後の住民の教育に役立てる。

	<p>4-3 健康教育イベントに必要な資機材の供与 定期的に健康教育を行う上で必要な機材である、マイクやスピーカー、有線用拡声器セットに加え、村の会議場がない村にはテント等を供与する。また、健康教育イベントで使用した教材を掲示するための掲示板を各対象村に設置する。供与した機材は CHW が各村で管理し、同様のイベントを行う際に活用する。</p> <p>4-4 地域住民への母子保健に関する知識の聞き取り調査 事業開始時と終了時には地域住民に対して聞き取りを行い、母子保健に関する知識に沿った行動ができているか、サービスの利用が増えているかを調査する。</p> <hr/> <p>直接裨益者: 計約 1,760 名 (対象地域に住む 15-49 歳の女性: 約 1,000 名、5 歳未満の子ども: 約 700 名、ヘルスセンター職員: 15 名、CHW: 45 名)</p> <p>間接裨益者: 対象地域の住民: 約 42,000 名</p>
<p>(6) 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p>(1) 医療機器の整備と維持管理、環境整備 【期待される成果】 県および郡病院、ヘルスセンターにおいて、母子保健サービスを提供する環境が整い、施設および医療機器が適切に維持管理される。 【指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 供与した医療機器がいつでも使用可能な状態（電池切れや故障の状態が放置されることなく、十分なメンテナンスが行われ、いつでも使用できる状態）に整備される。 ② ポンサリー郡病院の分娩室が、雨漏りの修繕と除湿機の使用および目視での確認により、有害なカビが発生しない環境が保持される。 ③ 各部署の責任者による 5S 活動と医療記録のモニタリングが 3 ヶ月に 1 回行われるようになる。 <p>【確認方法】 現場モニタリング、医療機器管理リスト、各部署の責任者によるモニタリング結果</p> <p>(2) ヘルスセンター職員が提供する母子保健サービスの質の強化 【期待される成果】 ヘルスセンター職員が提供する母子保健サービスの質が向上する。 【指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① サービスの質向上研修後に研修担当者が実施する確認テストの正答率が 70%以上になる。 ② サービスの質向上研修の後の出席者へのアンケートにおいて、母子保健利用者のニーズへの認識が深まったと出席者の 70%が回答する。 ③ ヘルスセンター職員自身で実施する母子保健サービス向上のための活動計画が作られる。 ④ ヘルスセンター職員が提供する母子保健サービス内容において、評価表を用いて、ラオス保健省がヘルスセンターまたはアウトリーチ活動で提供されるべきとしている内容の 80%の項目

が含まれていると評価される。

- ⑤ 母子保健サービス利用者のうち、調査を行う 80 名の半数がヘルスセンター職員から提供されたサービス内容を理解し、再度サービスを受けたいと回答する。
- ⑥ 事業終了後は、ポンサリー県保健局がヘルスセンターの活動の成果の共有と活動内容をより改善し継続するための会議を主催する。

【確認方法】

サービス向上計画、質評価記録、聞き取り調査結果

(3) CHW の母子保健に関する持続可能な活動支援

【期待される成果】地域の母子保健サービスにおいて、CHW による母子保健に関する持続可能な活動が拡大する。

【指標】

- ① CHW、ヘルスセンター職員、郡保健局職員が主体となって対象村にて各 1 回健康教育イベントが行われる。
- ② 他村や教育イベントからの学びを活かした形で、CHW が地域で行う実践可能な母子保健活動計画が作られ、計画に沿った活動が継続して行われる。
- ③ CHW とヘルスセンター職員間で、ハイリスク妊産婦と 5 歳未満児の情報交換がなされ、少なくとも 50%の対象者のフォローアップ（家庭訪問を含む）が行われる。
- ④ 各村の緊急搬送体制手順が CHW 間で共有・定着され、CHW が緊急搬送体制について住民に説明できるようになる。
- ⑤ ポンサリー県保健局の年次会合にて、AAR の母子保健サービスの提供に関する提言に対して、ポンサリー県保健局、ポンサリー県内の 7 郡の郡保健局関係者と意見交換が行われる。

【確認方法】

イベントプログラム、イベント記録、母子保健活動計画、個別訪問記録、モニタリング記録

(4) 地域住民の母子保健サービスへの参加促進

【期待される成果】地域住民の母子保健に関する正しい知識の理解が促進され、自ら母子保健サービスに参加するようになる。

【指標】

- ① 健康教育イベントに地域の妊娠可能な女性 (15 歳～49 歳) の 60%、青年期・壮年期・中年期 (13 歳～64 歳) の男性の 30%が参加する。
- ② 健康教育イベントに参加した地域住民に対する聞き取り調査にて、母子保健に関する正しい知識を持っていると判断される地域住民が、事業前の 45%から 60%に増加する。
- ③ 全妊産婦の少なくとも 30%が CHW に対し母子保健に関する相談を行う。4 回以上の妊婦健診を受けた産婦が事業前の 28%から 33%以上に増加し、妊婦健診を受けた妊産婦が他の妊婦に健診を勧めるようになる。また、医療機関で分娩するハイリスク妊産婦を含む全妊婦の数について、中長期的には全国レベルである 50%超を目指すものの、本事業では事業前の 30%から 35%以

	<p>上への増加を目指す。</p> <p>事業終了時の聞き取り調査において完全母乳育児を6ヵ月³⁾以上行ったと回答する母親の割合について、中長期的には全国レベルである45%超を目指すものの、本事業では事業前の30%から35%以上への増加を目指す。</p>
(7) 持続発展性	<p>供与する医療機器については、譲渡前に各医療施設と維持管理の責任を含めた契約を結び、これらの機器が事業後も定期的に点検し維持管理されるように徹底する。各医療機器の修理や買い替え、その他消耗品の購入に関して、県および郡病院については各医療機関の予算で、ヘルスセンターについては郡保健局の予算で対応する。特にヘルスセンターで日常的に使用する医療機器に関しては必要物品のリスト化や購入手続きの支援を行うことで、事業後も医療機器購入に関する予算管理ができるようにする。各医療機関において老朽化した高額医療機器の買い替えについては、県、郡保健局が保健省と交渉して予算を確保する。万が一、買い替えを待つことができない医療機器の予算が保健省から確保できない場合は、県保健局の管理費にて対応する。郡病院の分娩室の修繕に伴い、カビ対策の一環として供与する除湿機については、医療機器に同じく、郡保健局が保守・管理を行う。</p> <p>各郡保健局職員は、ヘルスセンター職員が行うアウトリーチ活動やCHWが村で行う母子保健活動のモニタリングで、ヘルスセンター職員やCHWと共に各村個別の問題を把握し、解決策を共に検討する。これらの活動を通じて各郡保健局、ヘルスセンター職員、CHWの3者がさらに協力体制を強化し、各村に合わせたフォローアップと再指導が行われることが期待できる。</p> <p>事業終了後も、各郡保健局の協力と指導の下、ヘルスセンター職員とCHWはアウトリーチ活動における協力、ハイリスク妊産婦や5歳未満児のフォローアップ、家庭訪問を継続して行う。また、CHWは引き続き健康教育を定期的に行い、母子保健サービスの利用を促す。郡保健局職員はヘルスセンター職員が提供するサービスの質が保持されているかの定期的なフォローアップと、ヘルスセンターの母子保健サービス利用者のデータ管理を継続する。また、ヘルスセンター職員と共にCHWの活動を支援し、適宜指導を行う。県保健局は各郡保健局によるヘルスセンターやCHWのフォローアップを支援する。これらのフォローアップは現場のみならず、県保健局が開催する定例会議の場でも行われ、他の郡保健局、ヘルスセンター職員の活動への助言として共有される。</p> <p>本事業は3年次事業であり、第1年次、第2年次事業で実施した活動が地域住民の自発的な行動として定着することに主眼を置いた活動を計画している。特に対象ヘルスセンターと村での活動は必ず郡保健局担当職員と共に行い、各村の特徴や解決方法を共に把握することで、事業後も郡保健局職員がヘルスセンター職員やCHWの活動をフォローアップしやすくする。また、県・郡病院、県・郡保健局、ヘルスセンター職員、CHWそれぞれが活動を主体性を持って行えるよう、ア</p>

³⁾ WHO と UNICEF は乳児の二大死亡要因である下痢と肺炎を予防するために完全母乳育児を6ヵ月間行うことを推奨しており、事業地における水衛生状況が劣悪であることから、粉ミルクを使用する上でのリスクが高く、本事業では完全母乳育児率の増加を目指す。

	<p>プローチ方法を変えながら、本事業内で助言、指導を実施する。</p> <p>また、当会事務所での使用を目的として購入する除湿機については、当会で責任を持ち保守・管理を行う。当会が移転する場合、移転先の事業地がポンサリーと同様の湿度の問題を抱えていなければ、県保健局と相談し、譲渡先を決定する。その後は譲渡先が保守・管理を行うよう調整する。</p>
--	---